

第77期

定時株主総会招集ご通知

■ 開催日時

平成27年6月26日（金曜日）午前10時

■ 開催場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 5階 コンファレンスセンター

株主総会の開催場所を上記のとおり変更いたしました。
ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」をご参照ください
ますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う
取締役および監査役に対する
退職慰労金打切り支給の件
- 第8号議案 取締役に対するストックオプションと
しての新株予約権に関する報酬等の
額および具体的な内容決定の件

株式会社 岡三証券グループ

証券コード：8609

目次

招集ご通知

第77期定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 定款一部変更の件	4
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	10
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	14
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件	19
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	19
第7号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役および監査役に対する 退職慰労金打切り支給の件	20
第8号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する 報酬等の額および具体的な内容決定の件	22

議決権のご行使についてのご案内	24
-----------------	----

(添付書類)

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項	26
2 会社の株式に関する事項	35
3 会社役員に関する事項	36
4 会計監査人に関する事項	38
5 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを 確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制	39
6 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	41

連結計算書類

連結貸借対照表	43
連結損益計算書	44
連結株主資本等変動計算書	45

計算書類

貸借対照表	46
損益計算書	47
株主資本等変動計算書	48

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	49
会計監査人の監査報告書 謄本	50
監査役会の監査報告書 謄本	51

証券コード 8609
平成27年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目17番6号
株式会社 岡三証券グループ
取締役社長 新 芝 宏 之

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席
くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等によって
議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類
をご検討くださいます。後述いたしますご案内の方法により平成27年6月25
日（木曜日）までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう
お願い申しあげます。

記

1. 日 時	平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所	東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー ベルサール東京日本橋 5階 コンファレンスセンター <small>(株主総会の開催場所を上記のとおり変更いたしました。 ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)</small>
3. 目的事項	報告事項 1. 第77期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査 役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第77期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 第7号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役および監査役に 対する退職慰労金打切り支給の件 第8号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権 に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件

以 上

【お知らせ】

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - 連結計算書類の連結注記表
 - 計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際し、監査をした対象の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合には、**当社ウェブサイト**において、修正後の内容を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：<http://www.okasan.jp>

岡三証券グループ

検索

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定的な配当の維持・継続を勘案しつつ、業績の進展に応じた配分を基本方針としております。当期の期末配当金につきましては、株主の皆さまのご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は4,995,727,675円となります。

3

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日といたしたいと存じます。

1. 提案の理由

当社は、業務執行に対する監査・監督機能の一層の強化および取締役会から取締役への業務執行権限の一部委任による業務執行の迅速化を実現できる体制を構築し、より高い水準のコーポレート・ガバナンスを確立するため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に係る規定の新設ならびに監査役および監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役以外の取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することと併せ、株主の皆さまに対する利益還元や経営環境の変化に対応した資本政策を機動的に遂行できるよう、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨の規定のほか、期末配当以外の剰余金の配当に関する規定および取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令に規定する限度において免除する契約を締結できる旨の規定等を新設するものであります。

なお、定款変更案のうち、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令に規定する限度において免除する契約を締結できる旨の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第4条（機関の設置） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	第4条（機関の設置） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. <u>会計監査人</u>

現行定款	変更案
第2章 株 式	第2章 株 式
<p>第7条 (自己株式の取得) <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	(削 除)
<p>第8条～第19条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第18条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第20条 (員 数) 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第19条 (員 数) <u>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p>
<p>第21条 (選任方法) <u>取締役の選任は、株主総会において選任する。</u></p> <p>②～③ (条文省略)</p>	<p>第20条 (選任方法) 取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>と<u>監査等委員である取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>②～③ (現行どおり)</p>
<p>第22条 (任 期) 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第21条 (任 期) 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変 更 案
<p>② (条文省略)</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>第25条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第28条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>② (現行どおり)</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 (重要な業務執行の決定の委任) 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第28条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (取締役との責任限定契約) 当会社は、会社法第427条第1項の規定に</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条 (員 数) 当社の監査役は、6名以内とする。</p> <p>第30条 (選任方法) 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第31条 (任 期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第32条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>第33条 (監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮すること</p>	<p>より、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員および監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変 更 案
<p>ができる。</p> <p>② <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p>第34条 (監査役会規程)</p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p>第35条 (報酬等)</p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>第36条 (社外監査役の責任限定契約)</p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p>第30条 (常勤の監査等委員)</p> <p><u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第31条 (監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催する</u></p>

現行定款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>ことができる。</p> <p><u>第32条（監査等委員会規程）</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第37条（事業年度） （条文省略）</p>	<p>第33条（事業年度） （現行どおり）</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第34条（剰余金の配当等の決定機関）</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</p>
<p>第38条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</p>	<p>第35条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第39条（配当金の除斥期間） （条文省略）</p>	<p>第36条（配当金の除斥期間） （現行どおり）</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役8名および監査役5名は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	加藤 精一 かとうせいいち	取締役会長
2	加藤 哲夫 かとうてつお	取締役副会長
3	新芝 宏之 しんしばひろゆき	取締役社長
4	野中 計彦 のなかかずひこ	専務取締役
5	新堂 弘幸 しんどうひろゆき	取締役
6	田中 充 たなかみつる	取締役
7	村井 博幸 むらいひろゆき	取締役
8	早川 政博 はやかわまさひろ	取締役

候補者番号 **1** かとうせいいち 加藤精一

昭和4年1月9日生

略歴、当社における地位および担当

昭和29年4月	当社入社	平成9年6月	取締役会長就任
昭和29年11月	取締役就任		現在に至る
昭和31年11月	常務取締役就任		(重要な兼職の状況)
昭和33年11月	専務取締役就任	岡三証券株式会社	取締役名誉会長
昭和36年6月	取締役社長就任		

所有する当社株式数 **232,036株**

候補者番号 **2** かとうてつお 加藤哲夫

昭和23年2月1日生

略歴、当社における地位および担当

昭和45年5月	株式会社三菱銀行入行	平成9年6月	取締役社長就任
昭和61年6月	当社入社	平成26年4月	取締役副会長就任
昭和61年12月	取締役就任		現在に至る
平成元年6月	常務取締役就任		(重要な兼職の状況)
平成3年6月	専務取締役就任	岡三証券株式会社	取締役
平成7年6月	取締役副社長就任		

所有する当社株式数 **325,414株**

候補者番号 **3** しんしばひろゆき 新芝宏之

昭和33年3月2日生

略歴、当社における地位および担当

昭和56年4月	当社入社	平成23年4月	専務取締役 企画部門・人事企画部担当
平成13年6月	取締役就任		
平成15年10月	岡三証券株式会社 常務取締役就任	平成26年4月	取締役社長就任 現在に至る
平成16年6月	当社 常務取締役就任		(重要な兼職の状況)
平成18年6月	専務取締役就任	岡三証券株式会社	取締役

所有する当社株式数 **32,000株**

候補者
番号 **4** の なか かず ひこ
野 中 計 彦

昭和22年10月26日生

略歴、当社における地位および担当

昭和45年 4月	当社入社	平成18年 6月	専務取締役就任 管理部門担当
平成13年 6月	取締役就任		現在に至る
平成15年 6月	常務取締役就任		
平成15年10月	取締役就任		

(重要な兼職の状況)

所有する当社株式数 **28,120株**

候補者
番号 **5** しん どう ひろ ゆき
新 堂 弘 幸

昭和33年 2月11日生

略歴、当社における地位および担当

昭和56年 4月	当社入社	平成23年 6月	取締役就任 (現任)
平成15年 6月	取締役就任	平成26年 4月	岡三証券株式会社 取締役社長就任
平成15年10月	岡三証券株式会社 取締役就任		現在に至る
平成18年 6月	当社 取締役就任		
平成19年 6月	常務取締役就任 人事企画部担当		

(重要な兼職の状況)

所有する当社株式数 **31,000株**

候補者
番号 **6** た なか みつる
田 中 充

昭和33年 8月20日生

略歴、当社における地位および担当

昭和56年 4月	当社入社	平成26年 6月	取締役就任
平成13年 6月	取締役就任		現在に至る
平成15年10月	岡三証券株式会社 常務取締役就任		
平成26年 4月	同社 専務取締役就任 営業本部長 当社 執行役員就任 (現任)		

(重要な兼職の状況)

所有する当社株式数 **17,000株**

候補者番号 **7** むら い ひろ ゆき
村 井 博 幸

昭和32年9月25日生

略歴、当社における地位および担当

昭和55年 4月	当社入社	平成26年 6月	取締役就任
平成16年 4月	岡三証券株式会社 取締役就任		現在に至る
平成22年 6月	同社 常務取締役就任	(重要な兼職の状況)	
平成26年 4月	同社 常務取締役 企画部門・友好証券部担当 当社 執行役員就任 企画部門担当 (現任)	岡三証券株式会社	常務取締役

所有する当社株式数 **27,000株**

候補者番号 **8** はや かわ まさ ひろ
早 川 政 博

昭和34年8月8日生

略歴、当社における地位および担当

昭和58年 4月	当社入社	平成26年 6月	取締役就任
平成10年11月	札幌支店長		現在に至る
平成13年12月	研修部長	(重要な兼職の状況)	
平成15年10月	岡三証券株式会社 研修部長	岡三証券株式会社	取締役
平成19年 7月	同社 人事部長 当社 人事企画部長		
平成26年 4月	岡三証券株式会社 取締役就任 人事部門・秘書室担当 当社 執行役員就任 グループ人事企画部担当兼グループ秘書 室長 (現任)		

所有する当社株式数 **12,391株**

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位
1	新任 岩 木 徹 美 いわ き てつ み	常勤監査役
2	新任 夏 目 信 幸 なつ め のぶ ゆき	常勤監査役
3	新任 成 川 哲 夫 なる がわ てつ お	社外監査役 社外取締役候補者
4	新任 比 護 正 史 ひ ご せい し	社外監査役 社外取締役候補者
5	新任 河 野 宏 和 こう の ひろ かず	社外監査役 社外取締役候補者

候補者番号 **1** いわ き てつ み
岩木徹美

昭和22年4月10日生

新任

略歴および地位

昭和45年4月	当社入社	平成15年10月	岡三証券株式会社 専務取締役就任
昭和62年12月	取締役就任		
平成9年5月	常務取締役就任	平成23年6月	当社 常勤監査役就任 現在に至る
平成13年6月	専務取締役就任		
平成15年9月	専務取締役退任		

(重要な兼職の状況)

—

所有する当社株式数 **39,254株**

候補者番号 **2** なつ め のぶ ゆき
夏目信幸

昭和30年3月18日生

新任

略歴および地位

昭和52年4月	当社入社	平成25年6月	同社 取締役金融法人部門担当
平成20年4月	岡三証券株式会社 取締役就任	平成26年6月	当社 常勤監査役就任 現在に至る
平成21年6月	同社 取締役事業法人第一部・ 事業法人第二部担当		
平成23年10月	同社 取締役事業法人部・企業金融部担当		

(重要な兼職の状況)

—

所有する当社株式数 **11,000株**

候補者
番号

3

なる かわ てつ お
成 川 哲 夫

昭和24年4月15日生

新任

社外取締役候補者

略歴および地位

昭和49年4月	株式会社日本興業銀行入行	平成22年4月	同社 代表取締役社長就任
平成9年12月	ドイツ興銀社長就任	平成22年6月	大同興業株式会社 社外取締役就任（現任）
平成14年4月	株式会社みずほ銀行 執行役員就任	平成22年12月	株式会社日本設計 社外監査役就任
平成15年4月	同社 常務執行役員就任	平成24年10月	新日鉄興和不動産株式会社 代表取締役 社長・社長執行役員就任
平成16年4月	同社 常務取締役就任	平成26年6月	同社 取締役相談役就任（現任）
平成18年4月	興和不動産株式会社 専務執行役員就任	平成26年6月	当社 社外監査役就任 現在に至る
平成18年7月	同社 専務取締役・ 専務執行役員就任		
平成20年7月	同社 代表取締役副社長・ 副社長執行役員就任		(重要な兼職の状況) —

所有する当社株式数

一株

社外取締役候補者とする理由

成川哲夫氏は、株式会社日本興業銀行に入行、ドイツ興銀社長、株式会社みずほ銀行常務取締役等を歴任され、新日鉄興和不動産株式会社代表取締役社長・社長執行役員に就任、現在は同社取締役相談役をされており、その実績・見識は高く評価されているところであります。したがって、同氏は経営者としての豊富な経験および企業経営に関する高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

なお、同氏は現に当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって1年であります。

候補者
番号

4

ひごせいし
比護正史

昭和25年12月8日生

新任

社外取締役候補者

略歴および地位

昭和48年 4月	大蔵省入省	平成19年 6月	株式会社損害保険ジャパン顧問
昭和53年 7月	室蘭税務署長	平成24年 7月	ニッセイ・リース株式会社顧問
平成元年 6月	銀行局企画官	平成25年 4月	白鷗大学大学院法務研究科教授（現任）
平成8年 7月	理財局国有財産総括課長	平成25年 9月	一般社団法人第二地方銀行協会 参与 （現任）
平成9年 7月	北海道財務局長		ブレークモア法律事務所オブカウンセル （現任）
平成10年10月	預金保険機構金融再生部長	平成26年 6月	当社 社外監査役就任
平成13年 7月	財務省官房審議官		現在に至る
平成14年 7月	環境事業団理事		
平成16年 4月	日本環境安全事業株式会社取締役		(重要な兼職の状況)
平成17年 1月	弁護士登録（現職）		—

所有する当社株式数 一株

社外取締役候補者とする理由

比護正史氏は、北海道財務局長、財務省官房審議官等を歴任されたのち、現在は白鷗大学大学院法務研究科教授およびブレークモア法律事務所において弁護士（オブカウンセル）としてつとめられており、その実績・見識は高く評価されているところであります。したがって、同氏は弁護士としての専門的見地および企業法務の分野における高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

なお、同氏は現に当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって1年であります。

候補者
番号

5

こう の ひろ かず
河 野 宏 和

昭和32年4月22日生

新任

社外取締役候補者

略歴および地位

昭和62年4月	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科助手	平成24年1月	アジア太平洋ビジネススクール協会会長
平成3年4月	同大学助教授、工学博士	平成25年5月	公益社団法人日本経営工学会会長(現任)
平成10年4月	同大学教授(現任)	平成26年6月	当社 社外監査役就任 現在に至る
平成21年10月	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科委員長(現任) 慶應義塾大学ビジネス・スクール校長 (現任)	(重要な兼職の状況)	—

所有する当社株式数 一株

社外取締役候補者とする理由

河野宏和氏は、慶應義塾大学教授、同大学大学院経営管理研究科委員長および同大学ビジネス・スクール校長をつとめられており、その実績・見識は高く評価されているところであります。したがって、同氏は経営管理に関する専門的見地および高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

なお、同氏は現に当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって1年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 成川哲夫、比護正史および河野宏和の3氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 比護正史氏および河野宏和氏は、株式会社東京証券取引所等の定める独立役員として指定しておりますが、原案のとおり承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、成川哲夫氏は、原案のとおり承認された場合、株式会社東京証券取引所等の定める独立役員として指定する予定であります。
4. 監査等委員である取締役との責任限定契約

第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する旨の契約を締結できることとなります。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、監査等委員である取締役候補者の岩木徹美、夏目信幸、成川哲夫、比護正史および河野宏和の5氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する旨の契約を締結することとし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額といたします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第68期定時株主総会において、年額7億20百万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額7億20百万円以内とし、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとさせていただきたいと存じます。

ただし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まないものといたしたいと存じます。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案のとおり承認されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役の報酬額を昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額72百万円以内とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきたいと存じます。

なお、第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案のとおり承認されますと、監査等委員である取締役は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案

役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役および監査役に対する退職慰労金打切り支給の件

当社は、経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行った結果、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決定いたしました。

これに伴い、在任中の取締役8名および社外監査役を除く監査役2名に対し、これまでの在任中の労に報いるため、当社が定める一定の基準に基づき相当額の範囲内において退職慰労金を打切り支給することといたしたいと存じます。

また、取締役加藤精一氏につきましては、取締役として62年間、社長および会長として54年間の長期間に亘り、当社グループの礎を築き、社業の発展に尽力した功労に報いるため、役員退職慰労金内規に基づく支給とは別に10億円を上限とする特別功労金を合わせて支給することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各氏の役員退任時とし、その具体的金額、方法につきましても、役員退任時に決定することとし、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議（第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合には、監査等委員の協議）に一任いただきたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴			
加藤 精一	昭和29年11月 昭和31年11月 昭和33年11月	取締役就任 常務取締役就任 専務取締役就任	昭和36年6月 平成9年6月	取締役社長就任 取締役会長就任 現在に至る
加藤 哲夫	昭和61年12月 平成元年6月 平成3年6月	取締役就任 常務取締役就任 専務取締役就任	平成7年6月 平成9年6月 平成26年4月	取締役副社長就任 取締役社長就任 取締役副会長就任 現在に至る
新芝 宏之	平成16年6月 平成18年6月	常務取締役就任 専務取締役就任	平成26年4月	取締役社長就任 現在に至る
野中 計彦	平成13年6月 平成15年6月	取締役就任 常務取締役就任	平成15年10月 平成18年6月	取締役就任 専務取締役就任 現在に至る
新堂 弘幸	平成18年6月 平成19年6月	取締役就任 常務取締役就任	平成23年6月	取締役就任 現在に至る
田中 充	平成26年6月	取締役就任		現在に至る
村井 博幸	平成26年6月	取締役就任		現在に至る
早川 政博	平成26年6月	取締役就任		現在に至る
岩木 徹美	平成23年6月	常勤監査役就任		現在に至る
夏目 信幸	平成26年6月	常勤監査役就任		現在に至る

〔ご参考〕 加藤精一氏の功労

昭和36年、創業者加藤清治氏急逝の後を受けて32歳で取締役社長に就任。就任直後、現在も当社の経営哲学として受け継がれている「社長三訓」を発表して進むべきビジョンを明確化。昭和39年、日本投信委託株式会社（現岡三アセットマネジメント株式会社）を設立。昭和40年、日本橋本社ビルを竣工。昭和43年、証券不況の中、改正証券取引法に基づく証券免許を単独にて取得。昭和45年、オンライン化に着手。昭和48年、東京証券取引所および大阪証券取引所市場第二部上場（同50年、市場第一部上場）。昭和53年、名古屋証券取引所市場第一部上場。昭和49年、ロンドンを皮切りに、同50年、ニューヨークに進出。昭和51年、香港に岡三国際（亜洲）有限公司を設立。アジア、ヨーロッパ、中東などで海外業務を推進。国内においては、全店オンライン化、人材の育成など経営基盤の強化策を推進するとともに、同55年、岡三インフォメーションサービス株式会社（現岡三情報システム株式会社）、同56年、株式会社岡三経済研究所（平成20年、岡三証券株式会社に吸収合併）、同59年、岡三投資顧問株式会社（平成20年、岡三アセットマネジメント株式会社に吸収合併）、平成8年、岡三ビジネスサービス株式会社設立。創業者から受け継いだ三重県の一地方証券会社を我が国有数の準大手証券会社に育てあげた。平成15年、準大手証券会社初の持株会社体制に移行。

業界活動においても、日本証券業協会政策委員長、東京証券取引所政策委員長、日本証券業協会副会長などを歴任。平成9年、日本証券業協会会長代行、同10年および11年には日本証券業協会会長として株式委託手数料の完全自由化等証券制度改革を実施、有価証券取引税、取引所税を撤廃し証券界の発展に貢献するとともに当社の地位向上に寄与。

バブル崩壊後に不動産関連投融资や飛ばし等により多くの証券会社が破綻や金融機関の経営支援に陥るなか、これらを回避し独立自尊の経営を貫き続け、今日まで取締役として62年間、社長、会長として54年間にわたり経営にあたっている。

第 8 号議案

取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件

当社は、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、当社の企業価値を反映した株価と取締役報酬の連動性を高めるため、取締役（第 2 号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合には、監査等委員である取締役を除く。以下、取締役の記載において同じ。）に対する報酬額（年額 7 億 20 百万円）の枠内で、かつ、各事業年度において年額 1 億 40 百万円の範囲内で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることといたしたく、ご承認をお願いするものであります。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とする株式報酬型ストックオプションであり、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされるものであり、当社における取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定していることから、その内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の取締役は 8 名であり、第 2 号議案「定款一部変更の件」および第 3 号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。） 8 名選任の件」が原案のとおり承認されますと、取締役は 8 名となります。

取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は次のとおりです。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載において同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

(3) 新株予約権の総数

各事業年度において取締役が付与する新株予約権の個数は、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の総額を、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除して得られる数を上限とし、1個未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）在任中は、新株予約権を行使できないものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

(ご参考)

なお、当社は、本総会終結の時以降、当社子会社の岡三証券株式会社の取締役に対し、前記内容と同様の新株予約権を割り当てる予定であります。

以 上

議決権のご行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



開催日時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※株主さまの代理人によるご出席の場合は、本総会で議決権を有する他の株主さま1名を代理人とさせていただきます（株主さまご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください）。

書面にてご行使いただく場合



行使期限 平成27年6月25日（木曜日）午後5時10分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットにてご行使いただく場合



行使期限 平成27年6月25日（木曜日）午後5時10分入力分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従い、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる行使方法のご案内については次ページをご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

書面とインターネット等により、二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス **http://www.web54.net**

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、**平成27年6月25日(木曜日)午後5時10分入力分まで**となっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主さまのご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9 : 00 ~ 21 : 00)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当年度におけるわが国経済は、個人消費は一部で改善の動きに鈍さが見られるものの、雇用・所得環境の改善、輸出の持ち直しの動き、企業収益が改善するなかで設備投資が緩やかに増加基調になるなど、全体として見れば回復基調が続きました。他方で物価の現状については、消費増税の影響を除くと、エネルギー価格下落の影響から、消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は前年同月比0%台前半へ減速しました。

為替市場は、ドル円相場において当初は膠着感の強い展開が続きましたが、8月下旬以降は円安ドル高の動きが強まりました。10月にFRB（連邦準備制度理事会）が量的緩和策を終了したのに対し日銀が追加緩和を決定すると、円安ドル高がさらに加速し、3月には一時1ドル＝122円台まで円安ドル高が進みました。一方、ユーロ円相場は年明け以降、欧州中央銀行の一段の金融緩和を意識した動きとなりました。12月上旬には1ユーロ＝149円台をつけましたが、3月に欧州中央銀行が国債購入を開始すると1ユーロ＝126円台まで円高ユーロ安が進みました。

株式市場は、消費増税に伴う景気停滞懸念等から、当初は調整含みで推移しましたが、5月下旬以降は国内年金と見られる買いが株価を下支えし、戻り歩調に転じました。下期に入ると、景気の先行き不安を背景とした世界的な株安を嫌気し売りが膨らむ場面もありましたが、日銀の追加緩和や、衆院解散総選挙後の政策進展期待等が追い風となりました。年明け以降も、日本企業の変化等を好感する海外投資家の買いが日本株の上昇を主導し、年度末の日経平均株価は19,206円99銭と約15年ぶりに19,000円台に乗せ、年間上昇率は29.5%となりました。

債券市場は、金融緩和に支えられて、年度を通じて利回りは緩やかな低下基調となりました。10月の追加緩和決定以降は利回りの低下が加速し、1月には10年国債利回りが一時過去最低の0.195%まで低下しました。その後も利回りの上昇は限定的となり、10年国債利回りは0.40%で当年度の取引を終えました。

このような状況のもと、中核子会社の岡三証券株式会社においては、豪証券会社との提携により海外アライアンスを拡充したほか、本社機能との連携を強めた新店舗「日本橋室町店」を開設する等営業力を強化しました。一方、インターネット取引専門の岡三オンライン証券株式会社においては、発注ツールの充実や独自の投資情報配信の強化等サービス向上を図りました。また、岡三アセットマネジメント株式会社においては、市況の変化をとらえた機動的な運用およびタイムリーな情報発信を行うとともに、投資者のニーズに対応した迅速な商品提供を行い、運用資産の拡大に努めました。

以上の結果、当年度における当社グループの営業収益は946億32百万円（前年度比93.3%）、純営業収益は934億2百万円（同93.4%）となりました。販売費・一般管理費は671億7百万円（同99.8%）となり、経常利益は272億9百万円（同79.4%）、当期純利益は140億99百万円（同81.6%）となりました。



① 損益の概況

受入手数料

受入手数料の合計は633億41百万円（前年度比90.5%）となりました。主な内訳は次のとおりです。

委託手数料

当年度における東証の1日平均売買高（内国普通株式）は28億56百万株（前年度比82.6%）、売買代金は2兆6,639億円（同92.3%）となりました。こうしたなか、株式委託手数料は189億54百万円（同68.0%）となりました。また、債券委託手数料は6百万円（同42.4%）、その他の委託手数料は5億28百万円（同85.3%）となり、委託手数料の合計は194億89百万円（同68.4%）となりました。

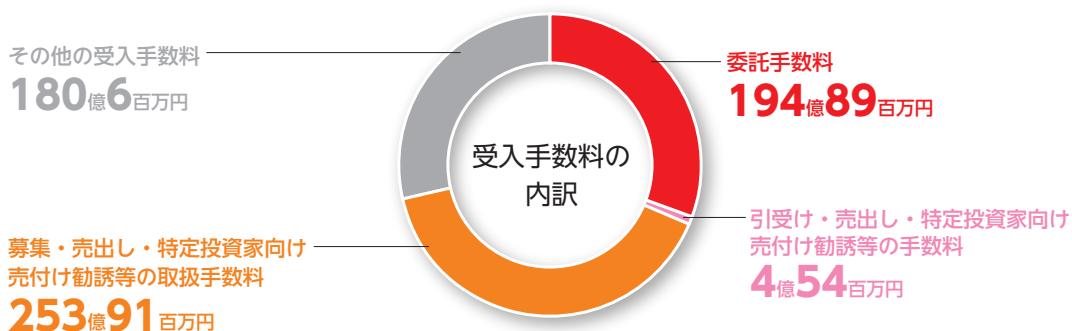
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

当年度においては、エクイティファイナンスでは株式相場の上昇を受けた大型案件が寄与しました。また、新規公開株式においては、岡三証券株式会社が上場主幹事案件を手掛けました。一方、債券引受けでは、地方債や事業債の主幹事を務めたほか、大型事業債および政府保証債を積極的に引受けました。これらの結果、株式の手数料は3億13百万円（前年度比81.9%）、債券の手数料は1億40百万円（同99.1%）となり、株式・債券を合わせた引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は4億54百万円（同86.6%）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料につきましては、投資信託関連収益がその大半を占めています。

当年度においては、世界的な金融緩和に伴う株高を享受できる株式ファンドや高利回り商品に投資するファンドのほか、米国の利上げ観測に伴う円安ドル高の動きに注目した関連ファンドの販売が好調でした。また、JPX日経インデックス400に投資するファンド等を新規に導入しました。これらの結果、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は253億91百万円（前年度比99.8%）となりました。また、その他の受入手数料につきましては、投資信託の信託報酬等により、180億6百万円（同116.0%）となりました。



トレーディング損益

当年度においては、米国経済が堅調に推移したほか、日欧中央銀行による金融緩和の拡大や国内年金のリスク資産の組入比率拡大により、株式相場は国内外ともに上昇していたなかで、米国株の取扱高が順調に推移しました。これらの結果、株券等トレーディング損益は163億27百万円(前年度比107.2%)、債券等トレーディング損益は118億36百万円(同93.2%)となり、その他のトレーディング損益16百万円(前年度は2億77百万円の損失)を含めたトレーディング損益の合計は281億80百万円(前年度比101.9%)となりました。

金融収支

金融収益は23億39百万円(前年度比79.4%)、金融費用は12億29百万円(同88.0%)となり、差引金融収支は11億10百万円(同71.6%)となりました。

その他の営業収益

金融商品取引業および同付随業務に係るもの以外の営業収益は、7億70百万円(前年度比98.1%)となりました。

販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、主に人件費の減少により、671億7百万円(前年度比99.8%)となりました。

営業外損益および特別損益

営業外収益は10億84百万円、営業外費用は1億69百万円となりました。また、特別利益は3億39百万円、特別損失は役員退職慰労引当金繰入額および固定資産除売却損等により20億68百万円となりました。

② セグメント別の業績状況

セグメント別の業績は、次のとおりです。

証券ビジネス

証券ビジネスにおいては、投資信託関連収益などが堅調に推移した一方、前年度との比較では国内株式関連収益が減少しました。これらの結果、当年度における証券ビジネスの営業収益は850億78百万円（前年度比90.6%）、セグメント利益は240億54百万円（同78.5%）となりました。

アセットマネジメントビジネス

アセットマネジメントビジネスにおいては、市況の変化をとらえた機動的な運用およびタイムリーな情報発信を行うとともに、投資者のニーズに対応した迅速な商品提供を行い、運用資産の拡大に努めました。これらの結果、当年度におけるアセットマネジメントビジネスの営業収益は140億70百万円（前年度比113.9%）、セグメント利益は15億70百万円（同118.3%）となりました。

サポートビジネス

当年度におけるサポートビジネスの営業収益は123億5百万円（前年度比108.2%）、セグメント利益は10億34百万円（同107.4%）となりました。

- (注) 1. 上記のセグメント別営業収益には、セグメント間の内部営業収益または振替高が含まれております。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

2. 設備投資等の状況

当年度中の主な設備投資につきましては、岡三証券株式会社における店舗の新設といたしまして、「日本橋室町店」（東京都中央区）を開設し、営業力を強化いたしました。その他、設備の維持更新およびグループ各社におけるシステム投資等を実施いたしました。

3. 資金調達の状況

当年度中の資金調達につきましては、当社では経常的な調達によっており、特記すべき事項はありません。

なお、岡三証券株式会社では、安定的かつ機動的な財務運営のため、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとしたコミットメントラインを総額210億円として更新いたしました。

4. 対処すべき課題

グローバルな視点で見ると、リーマンショック以降もヘッジファンドを始めとする運用会社の資産規模が拡大し、さらにデリバティブや証券化商品の拡大により金融市場に与えるそれらの影響は増幅しています。金融経済が実体経済を大きく上回るなか、米国の金融緩和政策の転換による将来における金融市場の不確実性が一段と高まっております。一方、わが国では、安倍政権における政策パッケージ、いわゆるアベノミクスにより、長らく続いたデフレからの脱却が進み、企業の設備投資、個人の投資マインドが好転しつつあります。

このような環境下、お客さまのニーズに応じた最適な投資アドバイスと金融商品を提供する当社グループの果たすべき社会的な役割が益々、高まっていると感じております。投資への関心が高まるなか、一層、幅広い層のお客さまにご支持をいただくためには強力なブランド力を構築することが必要であり、そのための様々な施策を打ち出し、実践してまいります。特に、重点施策として「グループ力の強化」、「ガバナンスの強化」、「営業力の質的な強化」を掲げております。

まず「グループ力の強化」においては、岡三証券株式会社を中心とした証券会社のネットワークを拡大してまいります。また、「ガバナンスの強化」も重要な課題と捉えており、監査等委員会設置会社への移行等、経営意思決定の一層の透明化や牽制機能の強化を図るための施策について、平成27年6月26日開催の第77期定時株主総会に付議いたします。さらに「営業力の質的な強化」については、「お客さま大事」の経営哲学のもと投資アドバイスのプロフェッショナル集団を目指し、多様な資産運用ニーズに迅速かつ的確に応えられる体制を整備、拡充いたします。こうした施策を通じて、当社グループの企業価値の持続的な向上に努めてまいります。株主の皆さまには、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況

区 分		第74期 (H23.4.1~H24.3.31)	第75期 (H24.4.1~H25.3.31)	第76期 (H25.4.1~H26.3.31)	第77期 (H26.4.1~H27.3.31)
営業収益	(百万円)	61,065	78,663	101,386	94,632
(うち受入手数料)	(百万円)	(39,947)	(49,455)	(69,990)	(63,341)
経常利益	(百万円)	3,890	18,829	34,281	27,209
当期純利益	(百万円)	983	14,308	17,278	14,099
1株当たり当期純利益	(円)	4.93	72.22	87.24	71.20
総資産	(百万円)	556,388	723,383	613,134	649,489
純資産	(百万円)	112,016	133,572	152,839	171,411

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
岡三証券株式会社	5,000 ^{百万円}	100.00%	金融商品取引業
岡三オンライン証券株式会社	8,000	95.38	金融商品取引業
岡三にいがた証券株式会社	852	28.54	金融商品取引業
三晃証券株式会社	300	21.19	金融商品取引業
三縁証券株式会社	150	31.87	金融商品取引業
岡三国際(亜洲)有限公司	80 ^{百万香港ドル}	100.00	金融商品取引業
岡三アセットマネジメント株式会社	1,000 ^{百万円}	21.19	投資運用業 投資助言・代理業
岡三情報システム株式会社	470	100.00	情報処理サービス業
岡三ビジネスサービス株式会社	100	30.00	事務代行業 人材派遣業
岡三興業株式会社	90	19.44	不動産業 保険代理店業

7. 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

当社グループ(当社および当社の関係会社)は、主として金融商品取引業を中核とする営業活動を営んでおり、「証券ビジネス」、「アセットマネジメントビジネス」および「サポートビジネス」をセグメント区分としております。証券ビジネスでは、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い等の事業を営んでおります。また、アセットマネジメントビジネスでは投資運用ならびに投資助言・代理、サポートビジネスでは当社グループおよび外部顧客に対する情報処理サービス、事務代行、不動産管理等の事業を営んでおります。

8. 主要な営業所等 (平成27年3月31日現在)

当社本店	東京都中央区日本橋一丁目17番6号
証券ビジネス拠点	岡三証券株式会社 (東京都) 全国本支店60店舗、 ニューヨーク駐在員事務所、上海駐在員事務所、 ロンドン駐在員事務所 岡三オンライン証券株式会社 (東京都) 岡三にいがた証券株式会社 (新潟県) 三晃証券株式会社 (東京都) 三縁証券株式会社 (愛知県) 岡三国際 (亜洲) 有限公司 (香港)
アセットマネジメントビジネス拠点	岡三アセットマネジメント株式会社 (東京都)
サポートビジネス拠点	岡三情報システム株式会社 (東京都) 岡三ビジネスサービス株式会社 (東京都) 岡三興業株式会社 (東京都)

9. 使用人の状況 (平成27年3月31日現在)

従業員数	前年度末比増減
3,257人	109人増

10. 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	13,145 ^{百万円}
株式会社りそな銀行	10,696
三井住友信託銀行株式会社	10,005
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,000

(注) 借入金残高は、短期借入金および長期借入金の合計金額であります。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 750,000,000株
2. 発行済株式の総数 208,214,969株
3. 当事業年度末の株主数 21,881名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本生命保険相互会社	9,732 ^{千株}	4.87 [%]
農林中央金庫	9,700	4.85
三井住友信託銀行株式会社	8,726	4.37
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,822	2.91
大同生命保険株式会社	5,500	2.75
有限会社藤精	5,266	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,087	2.55
株式会社りそな銀行	4,937	2.47
株式会社みずほ銀行	4,925	2.46
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	4,924	2.46

(注) 当社は、自己株式8,385,862株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役に関する事項

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
加藤 精一	取締役会長 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役名誉会長
加藤 哲夫	取締役副会長 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役
新芝 宏之	取締役社長 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役 (代表取締役)
野中 計彦	専務取締役 (代表取締役)	管理部門担当	
新堂 弘幸	取締役		岡三証券株式会社 取締役社長 (代表取締役)
田中 充	取締役		岡三証券株式会社 専務取締役 (代表取締役)
村井 博幸	取締役	企画部門担当	岡三証券株式会社 常務取締役
早川 政博	取締役	グループ人事企画部担当兼 グループ秘書室長	岡三証券株式会社 取締役
岩木 徹美	常勤監査役		
夏目 信幸	常勤監査役		
成川 哲夫	監査役		
比護 正史	監査役		
河野 宏和	監査役		

- (注) 1. 監査役 成川哲夫、比護正史および河野宏和の3氏は、社外監査役であります。
2. 監査役 比護正史および河野宏和の両氏は、株式会社東京証券取引所等の定める独立役員であります。
3. 監査役 成川哲夫氏は、金融機関における業務経験および金融機関の経営実績があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 比護正史氏は、財務省官房審議官および北海道財務局長等を歴任されており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取締役	10名	545百万円
監査役 (うち社外監査役)	10名 (6名)	50百万円 (15百万円)
計	20名	596百万円

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る取締役賞与143百万円および役員退職慰労引当金繰入れ56百万円（取締役55百万円、監査役1百万円）を含んでおります。
なお、社外監査役に対しては役員退職慰労引当金繰入れはありません。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額7億20百万円であります。
（平成18年6月29日開催の第68期定時株主総会決議）
3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額72百万円であります。
（平成18年6月29日開催の第68期定時株主総会決議）
4. 上記には、平成27年6月26日開催の第77期定時株主総会において付議いたします取締役 加藤精一氏に対する特別功労金に係る役員退職慰労引当金繰入れ額1,000百万円は含まれておりません。

3. 社外役員に関する事項

① 社外監査役の当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況
成 川 哲 夫	就任後開催の取締役会8回全てに、また、監査役会4回全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
比 護 正 史	就任後開催の取締役会8回全てに、また、監査役会4回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から必要な発言を行っております。
河 野 宏 和	就任後開催の取締役会8回のうち7回に、また、監査役会4回全てに出席し、経営管理に関する専門的見地から必要な発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、経営への監督を強化するための社外取締役の選任に関する近時の議論を踏まえ、社外取締役の候補者の選定を行ってまいりました。しかしながら、当社においては既に3名の社外監査役が社外者としての立場から経営の監視を担っており、かかる体制を維持しつつ、これに加えて取締役として重要な経営の意思決定に参加いただく以上、企業経営への理解の他、当社グループの主要事業である証券業について知見を有し、かつ、金融商品取引所が求める独立取締役の要件を満たす必要があると考えているため、現時点で、これらの要件を満たす適任者を選定するに至っておりませんでした。

なお、当社は平成27年6月26日開催の第77期定時株主総会における承認を前提として、監査等委員会設置会社への移行を予定しており、監査等委員である取締役については3人以上で、かつ、その過半数は社外取締役でなければならないこととされているため、同制度への移行後は社外取締役が置かれることとなります。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

東陽監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	88百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

3. 重要な子会社の会計監査人

当社の重要な子会社のうち、岡三国際（亜洲）有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、監査役会が会計監査人による当社および子会社等に対する効率的かつ適正な監査が期待できないと認めた場合、または監査役会が会計監査人の独立性および審査体制その他会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況に重大な欠陥があると判断した場合、取締役会に対して解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することを請求し、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社およびグループ各社の内部監査を担当する内部監査担当部署が、法令および定款に違反または違反の疑義のある行為等を発見した場合には、内部監査担当取締役から取締役会に報告するとともに、その審議の結果に基づき、必要に応じて適切な対策を講じるよう勧告する。

内部監査担当部署は、当社およびグループ各社の内部監査に必要な手続き等について、規程を整備し、当該業務を明確にする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、これまでも断固とした姿勢で臨んで来たが、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書取扱規程に従い、文書（または電磁的媒体）の種類ごとに保存期間、保存担当部署を定めるとともに、取締役および監査役からの求めに応じて閲覧可能な状態にする。

原則として、取締役および監査役から閲覧の要請があった場合は、閲覧可能とする旨を規程上明確にする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程を制定し、同規程においてリスクカテゴリーごとに責任部署を定め、リスク管理体制を整備する。リスク管理担当取締役は、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するための適切な対策を講じるとともに、その結果を取締役会に報告する。

内部監査担当部署は、グループ各社のリスク管理の状況を監査し、定期的にと取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画の方針の達成に向け、業務担当取締役は実施すべき効率的な方法を決定する。取締役会では、3ヵ月に1回以上、当社およびグループ各社の財務状況および経営成績の結果が報告され、その状況によっては目標達成に必要な改善策を促すほか、半期ごとに計画の見直しを行う。

5. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社の経営管理に関する業務を担当する部署は、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じてグループ各社への指導、支援を実施する。

また、グループ会社管理規程を制定し、グループ各社における一定事項について取締役会または執行役員会議の承認または報告を求めるものとする。グループ全体会議、グループ経営戦略会議、グループ経営管理会議を開催し、グループ経営に関する方針の周知および重要事項に関する情報の共有化を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室を設置し、専属の使用人を1名以上配置し、監査業務の補助を行わせる。

監査役補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役と協議して行う。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社および当社グループ各社に重大な影響を及ぼす以下の事項について速やかに報告する体制を整備する。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ③ その他コンプライアンス上重要な事項

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席または会議録等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

また、各取締役および重要な使用人から個別ヒアリングの機会を最低年1回以上設けるとともに、取締役社長、監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

一方、グループ監査役会を定期的に開催し、監査に関する情報交換、勉強会等を通じてグループ各社における監査レベルの向上を図る。

6 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、上場企業である以上、本来、当社株券等の大規模買付行為は自由であり、誰が当社を支配するかは、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきもので、当社の経営方針とそれにより実現される企業価値をご理解いただいた上で、当社株主の皆さまに、適切に判断いただくべきものであると考えます。また、当社株券等に対する大規模な買付行為が行われた場合には、その大規模買付行為の内容、大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営方針や事業計画の内容、お客さま、従業員等の当社および当社グループを取り巻く多くの利害関係者に対する影響、そして、大規模買付行為以外の代替案の有無等について、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、かつ提供された情報を十分に検討するための期間と機会が確保されることが必要だと考えます。

そのためには、大規模買付行為に際して、①大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるという「大規模買付ルール」を設けるとともに、当該ルールが有効に機能するために必要な方策を整え、明らかに当社の企業価値および当社株主の皆さまの共同の利益を害するような濫用的買収に対して、会社として対抗策をとることができなければならないと考えております。

2. 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

当社は、上記基本方針実現のための取組みとして、次に掲げる内容の「大規模買付行為への対応方針」を導入し、平成25年6月27日開催の当社第75期定時株主総会において承認決議されております。

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合は、以下の「大規模買付ルール」に従わなければならないこと。
 - (ア) 大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならないこと。
 - (イ) 必要な情報提供を受けた後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として、60日間または90日間が与えられること。
 - (ウ) 大規模買付行為は、評価期間経過後にのみ開始されるべきこと。

-
- ② 大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対しては、新株予約権の無償割当を内容とする対抗策をとりうること。
 - ③ 大規模買付ルールが遵守されても、大規模買付者による会社の支配が会社に回復しがたい損害をもたらすとき等には、当社は新株予約権の無償割当を内容とする対抗策をとりうること。
 - ④ 当社取締役会は、対抗策の発動については社外有識者により構成される独立委員会の勧告に原則として従うこと。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

- ① 当該取組みが基本方針に沿うものであること。
 - (ア) 大規模買付ルールが遵守される限り、原則として対抗策はとらないこととなっており、誰が会社を支配するかは当社株主の皆さまにおいて決める仕組みとなっております。
 - (イ) 大規模買付者に十分な情報の提供を求めるとともに、情報の提供をしない大規模買付者には対抗策を発動することを警告することによって、情報提供のインセンティブを与えております。
 - (ウ) 濫用的買収に対しては、会社は対抗策をとりうる制度設計となっております。
- ② 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと。

対抗策をとりうるのは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないか、会社に回復しがたい損害をもたらすなどの濫用的買収の場合に限定されており、対抗策は基本的には情報提供のインセンティブを与えるものであります。
- ③ 当該取組みが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

対抗策をとりうる場合が厳しく限定されており、しかも、当社取締役会は独立委員会の勧告に原則として従わなければならないため、当社取締役会の恣意的判断が排除される仕組みとなっております。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

(科 目)		金 額	(科 目)		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産		573,679	流 動 負 債		445,495
現金・預金		55,583	トレーディング商品		145,105
預託金		63,610	商品有価証券等		145,102
顧客分別金信託		60,200	デリバティブ取引		2
その他の預託金		3,410	約定見返勘定		19,466
トレーディング商品		216,338	信用取引負債		18,742
商品有価証券等		216,262	信用取引借入金		10,530
デリバティブ取引		76	信用取引貸証券受入金		8,211
信用取引資産		58,273	有価証券担保借入金		69,695
信用取引貸付金		54,678	有価証券貸借取引受入金		69,695
信用取引借証券担保金		3,595	預り金		39,490
有価証券担保貸付金		169,979	受入保証金		36,678
借入有価証券担保金		169,979	有価証券等受入未了勘定		107
立替金		132	短期借入金		104,795
短期差入保証金		2,801	未払法人税等		2,769
有価証券引渡未了勘定		14	繰延税金負債		32
短期貸付金		274	賞与引当金		2,388
未収収益		3,398	その他の流動負債		6,221
有価証券		502	固 定 負 債		29,965
繰延税金資産		1,376	長期借入金		9,210
その他の流動資産		1,408	リース債務		1,020
貸倒引当金	△	14	再評価に係る繰延税金負債		1,502
固 定 資 産		75,810	繰延税金負債		7,586
有形固定資産		18,960	役員退職慰労引当金		2,333
建物		5,697	退職給付に係る負債		5,320
器具備品		1,537	その他の固定負債		2,992
土地		10,639	特 別 法 上 の 準 備 金		2,617
リース資産		1,086	金融商品取引責任準備金		2,617
建設仮勘定		0	負 債 合 計		478,078
無形固定資産		7,585	(純 資 産 の 部)		
ソフトウェア		4,663	株 主 資 本		128,246
その他の資産		2,921	資 本 金		18,589
投資有価証券		49,264	資 本 剰 余 金		12,913
長期差入保証金		42,058	利 益 剰 余 金		100,472
長期貸付金		3,393	自 己 株 式	△	3,729
退職給付に係る資産		320	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		15,952
繰延税金資産		993	その他の有価証券評価差額金		14,474
その他の他		1,445	土地再評価差額金		389
貸倒引当金	△	2,718	為替換算調整勘定		429
		1,665	退職給付に係る調整累計額		659
資 産 合 計		649,489	少 数 株 主 持 分		27,212
			純 資 産 合 計		171,411
			負 債 ・ 純 資 産 合 計		649,489

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,589	12,913	91,223	△ 3,701	119,024
会計方針の変更による累積的影響額			17		17
遡及処理後当期首残高	18,589	12,913	91,240	△ 3,701	119,042
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 4,874		△ 4,874
当 期 純 利 益			14,099		14,099
自 己 株 式 の 取 得				△ 28	△ 28
自 己 株 式 の 処 分		0	△ 0	0	0
土地再評価差額金の取崩			6		6
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	0	9,232	△ 28	9,204
当 期 末 残 高	18,589	12,913	100,472	△ 3,729	128,246

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					少 数 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 係 数 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	9,180	371	△ 144	338	9,745	24,069	152,839
会計方針の変更による累積的影響額						0	17
遡及処理後当期首残高	9,180	371	△ 144	338	9,745	24,069	152,857
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△ 4,874
当 期 純 利 益							14,099
自 己 株 式 の 取 得							△ 28
自 己 株 式 の 処 分							0
土地再評価差額金の取崩							6
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	5,293	17	573	321	6,206	3,142	9,349
連結会計年度中の変動額合計	5,293	17	573	321	6,206	3,142	18,553
当 期 末 残 高	14,474	389	429	659	15,952	27,212	171,411

計算書類

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,019	流 動 負 債	9,764
現金及び預金	2,543	短期借入金	8,140
短期貸付金	11,660	未払金	421
有価証券	304	未払費用	219
未収入金	5,012	未払法人税等	924
その他の流動資産	499	繰延税金負債	28
貸倒引当金	△ 0	賞与引当金	5
固 定 資 産	78,456	その他の流動負債	26
有形固定資産	4,313	固 定 負 債	10,037
建物	2,007	長期借入金	2,160
器具備品	128	受入保証金	1,281
土地	2,177	繰延税金負債	4,669
無形固定資産	68	役員退職慰労引当金	1,883
借地権	5	資産除去債務	40
ソフトウェア	60	その他の固定負債	2
その他	1	負 債 合 計	19,802
投資その他の資産	74,074	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	28,129	株 主 資 本	67,003
関係会社株式	43,502	資本金	18,589
長期差入保証金	1,182	資本剰余金	12,884
長期貸付金	1,000	資本準備金	12,766
その他	448	その他資本剰余金	117
貸倒引当金	△ 187	利益剰余金	38,601
		利益準備金	3,224
		その他利益剰余金	35,376
		別途積立金	30,000
		繰越利益剰余金	5,376
		自己株式	△ 3,071
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	11,670
		その他有価証券評価差額金	11,670
資 産 合 計	98,476	純 資 産 合 計	78,673
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	98,476

損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
営	業	収	益			7,872
商	標	使	用	料	1,486	
不	動	産	賃	入	1,105	
そ	の	他	の	高	53	
金	融	融	収	益	5,226	
営	業	費	用	費		3,135
販	売	費	一	般	2,979	
取	引	関	件	係	626	
人	動	産	関	係	769	
不	事	務	償	却	954	
減	価	税	の	公	251	
租	税	の	融	費	220	
そ	融	費	用	課	98	
金	融	費	用	他	58	
営	業	利	益			4,737
営	業	外	収	益		565
受	取	配	当	金	553	
そ	の	の	費	他	11	
営	業	外	費	用		7
経	常	利	益			5,295
特	別	損	失			1,044
投	資	有	価	証	43	
ゴ	ル	フ	会	員	1	
役	員	退	職	慰	1,000	
税	引	前	当	期		4,250
法	人	税、住	民	税		△ 25
法	人	税	等	調		50
当	期	純	利	益		4,226

株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	18,589	12,766	117	12,884	3,224	30,000	6,147	39,371
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 4,996	△ 4,996
当期純利益							4,226	4,226
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	—	△ 770	△ 770
当期末残高	18,589	12,766	117	12,884	3,224	30,000	5,376	38,601

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△ 3,043	67,802	7,349	75,151
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△ 4,996		△ 4,996
当期純利益		4,226		4,226
自己株式の取得	△ 28	△ 28		△ 28
自己株式の処分	0	0		0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			4,320	4,320
事業年度中の変動額合計	△ 28	△ 798	4,320	3,522
当期末残高	△ 3,071	67,003	11,670	78,673

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

株式会社岡三証券グループ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宝金正典 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 猿渡裕子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岡三証券グループの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岡三証券グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

株式会社岡三証券グループ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宝金正典 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 猿渡裕子 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岡三証券グループの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

株式会社岡三証券グループ	監査役会
常勤監査役 岩 木 徹 美 ㊟	
常勤監査役 夏 目 信 幸 ㊟	
社外監査役 成 川 哲 夫 ㊟	
社外監査役 比 護 正 史 ㊟	
社外監査役 河 野 宏 和 ㊟	

以 上

第77期定時株主総会

会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 5階 コンファレンスセンター

※会場へは地下1階のエレベーターをご利用ください。



交通のご案内

「日本橋駅」地下 B6出口直結

東京メトロ ●銀座線・●東西線

都営地下鉄 ●浅草線



株式会社 岡三証券グループ

〒103-8268 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

電話：03-3272-2222 (代表)

<http://www.okasan.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。